

鴨川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第46号

鴨川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成17年鴨川市告示第17号）の一部を次のように改正する。

別表1 放課後児童健全育成事業（特定分）（1）放課後児童健全育成事業の表中「2,553,000円」を「2,554,000円」に、「4,672,000円」を「4,676,000円」に、「406,000円」を「407,000円」に、「3,069,000円」を「3,071,000円」に改め、別表3 放課後児童健全育成事業（その他分）の表に次のように加える。

(2) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	令和4年10月1日以後において、放課後児童支援員等に対し、月額9,000円相当の賃金改善を行うために必要な経費（法定福利費等の事業主負担分の経費を含む。）	11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数
-------------------------------------	---	-------------------------

別表3 放課後児童健全育成事業（その他分）の表に備考として次のように加える。

備考 「賃金改善対象者数」とは、常勤職員数に非常勤職員数（常勤換算）（非常勤職員の1月当たりの勤務時間数を就業規則等で定める常勤職員の1月当たりの勤務時間数で除して得た数をいう。）を加えた数をいう。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和4年度以後の年度分の放課後児童健全育成事業に係る補助金について適用する。